

第54号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「、第11条の3」を削る。

第21条の2第3号および第4号ならびに第21条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第21条の2第3号および第4号ならびに第21条の3第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）

および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第11条の3」を削る。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。